

物品販売について

響ホール内においての物品販売は、原則として、催事、公演に付随する物品または軽食の販売のみ許可いたします。

①物品販売手数料

催事、公演に付随する物品（CD、書籍、グッズ、土産品 等） … 売上の 10%
来場者への軽食・飲料提供 … 無料

②販売方法

主催者様が「物品販売等許可申請書」を販売日の 7 日前までにご提出ください。
なお、期限までに申請がない場合は許可出来かねますのでご注意ください。

③飲食物の販売について

別途「庄内保健所生活衛生課」への届出が必要な場合がございます。その際は、物品販売等許可申請書に庄内保健所より発行される許可書の写しを添付してください。届出の要否については、下記の届け出先までお問い合わせ下さい。

＜届け出先＞

庄内保健所生活衛生課 食品衛生担当 TEL：0235-66-4934

④物品販売明細書について

ご利用当日に、物品販売明細書をお渡しいたします。販売終了後、物品販売明細書をご記入の上、お帰りになる前に事務室までご提出ください。

⑤物品販売手数料の請求方法

後日請求書を送付いたします。指定する期限内にお支払いをお願いいたします。
お支払方法は下記の通りとなります。

- ①響ホールに来館し、お支払い
- ②金融機関にて指定口座へ振り込み（手数料は、振込者負担となります。）

＜注意事項＞

- ・物品販売にあたり、火気の使用は禁止とさせていただきます。
- ・釣り銭は主催者様でご用意ください。
- ・許可を受けた物品以外の販売はできません。許可以外の物品を販売している場合は物品販売許可を取消し、販売を中止させていただくことがあります。